

特別養護老人ホーム楽陽荘 利用料金

当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食事を除き通常9割または8割・7割が介護保険から給付されます。※「介護保険負担割合証」に利用者負担の割合（1割または2割・3割）が記載されています。

<サービスの概要>

① 食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、一人一人の栄養状態や摂食状況に応じた栄養ケア計画に従い低栄養状態の予防・改善を行ないます。
- ・食事はできるだけ自分の口で食べていただくようにします。
- ・自立支援のため離床して食堂等にて食事を取っていただくことを原則としています。
- ・医師の指示により療養食を準備することができます。

（食事にかかる費用）

料金：1日あたり1, 445円（食事代を負担していただきます）

内訳：朝食290円 昼食635円 夕食520円

（食事時間）

朝食7：30～9：30 昼食11：30～13：00 夕食17：00～18：30

②入浴

- ・入浴は週2回行います。但し、ご契約者等の体調により清拭となる場合があります。
- ・寝たきりの方は機械浴槽を使用して入浴することができます。

③介護

- ・日常生活全般において、ご契約者の身体能力を最大限活用した介護を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員によりご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・適切な整容を行い、清潔で快適な生活が送れるよう援助します。

<基本サービス費（１日あたり）>

令和３年８月１日より

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額１割または２割・３割）と居室（光熱水費相当分）と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（基本サービス費は、契約者の要介護度に応じて異なります。）

１．ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 １	要介護度 ２	要介護度 ３	要介護度 ４	要介護度 ５
	５，７３０円	６，４１０円	７，１２０円	７，８００円	８，４７０円
２．うち、介護保険から給付される金額					
	５，１５７円	５，７６９円	６，４０８円	７，０２０円	７，６２３円
３．サービス利用に係る自己負担額（１割） （１－２）					
	５７３円	６４１円	７１２円	７８０円	８４７円
４．居室に係る自己負担額（室料相当負担分）	８５５円				
５．食事に係る自己負担額	１，４４５円				
６．自己負担額合計 （３＋４＋５）					
	２，８７３円	２，９４１円	３，０１２円	３，０８０円	３，１４３円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆「一定以上所得者」はサービス利用料金が２割・３割になります。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者が入院したり外泊をした場合には居室に係る負担額をお支払いいただきます。

加 算 について

令和４年１０月１日より

単位／日

対象	加 算 名	自己負担額 (円)	要 件 な ど
	栄養マネジメント強化加算	１１	管理栄養士を配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し関係職員と共同して作成した栄養計画に従って食事の観察を週３回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施、また、低栄養状態のリスクが低い入所者にも早期に対応 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たっ

すべての方が対象			て、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用する
	日常生活継続支援加算（Ⅰ）	36	介護福祉士を有する職員が者に対して「6：1」で配置かつ「新規」入所者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が65%以上又は要介護4・5の占める割合が70%以上
	看護体制加算（Ⅰ）ロ	4	常勤看護師一名以上を配置
	個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	機能訓練指導員による個別機能訓練計画書を作成し実施
	個別機能訓練加算（Ⅱ）（Ⅰ）と（Ⅱ）併算可	20/月	個別機能訓練加算（1）を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する
	夜勤職員配置体制加算（Ⅰ）ロ	13	夜勤の時間帯の勤務を行う介護職員が最低基準を1人以上上回っている
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の物が利用者の100分の50以上 認知症介護実践リーダー研修修了者7人以上定期的に認知症ケアの研修を実施
	科学的介護推進体制加算	50/月	利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出する 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど情報を活用している
	自立支援促進加算	300/月	医師が利用者ごとに六月に一回医学的評価の見直しを行い自立支援に係る支援計画等の策定に参加している 自立支援の為の対応が必要であるとされた者毎に自立支援計画を作成し、ケアを実施 少なくとも三月に一回支援計画を見直し、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、自立促進の実施の為に必要な情報を活用している
	療養食加算	6単位/回	医師より発行された食事せんに示された療養食が提供されている者※一日につき3回が限度
	経口維持加算（Ⅰ）	400/月	他職種の者が共同して食事の観察及び会議を行い経口維持計画を作成し管理栄養士が利用管理を行う
	経口維持加算（Ⅱ）	100/月	協力歯科医療機関を定め食事の観察及び会議に医師、歯科医師又は言語聴覚士にいずれか1名以上加わる

該 当 者 の み	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3/月	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて入所時に評価し三月に一回評価を行い、厚生労働省に提出し褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用している 褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに各職種（管理栄養士を含む）が共同して褥瘡計画を作成、実施し、内容や状態について定期的に記録する 三月に一回、褥瘡ケア計画を見直している
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	1 3/月	（Ⅰ）の算定要件を満たしている 施設入所時に褥瘡が発生するリスクがある入所者等について褥瘡の発生がないこと
	看取り介護加算 死亡日 4 5 日前～ 3 1 日前	7 2	人生の最終段階において医師から適切な説明がなされた利用者について、施設内で多職種相互の連携の下、サービス計画書を作成し、本人の意思を尊重した医療ケアの方針を決定し実施する （管理栄養士・生活相談員を含む）
	死亡日 3 0 日前～ 4 日前	1 4 4	
	死亡日の前々日・前日	6 8 0	
	死亡日	1, 2 8 0	
	入院・外泊時費用	2 4 6	入院又は外泊時、その翌日から最大 6 日間
	初期加算	3 0	入所日から 3 0 日間
	安全対策体制加算	2 0（入所時）	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に 加算率 8. 3 %で算定	
	福祉・介護職員等 ベースアップ等支援加算	基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に 加算率 1. 6 %で算定	

※ 但し、加算が変更になる場合があります。

◇ 当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

（単位／円）

区分	対象者		預貯金等の 資産状況	居住費（滞在費）	食費
				多床室（相部屋）	
利用者負担 段階 1	生活保護受給者		単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下	0	300
		老齢福祉年金受給者			

利用者負担 段階 2	世帯全員 が市町村 民税非課 税世帯	前年の合計所得金 額と年金収入額の 合計が 80 万円以 下の方	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下	370	390
利用者負担 段階 3－①		前年の合計所得金 額＋年金収入額が 80 万円超 120 万円 以下の方	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下	370	650
3－②		前年の合計所得金 額＋年金収入額が 120 万円超の方	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下	370	1,360
利用者負担 段階 4	上記以外の方		上記以外の方	855	1,445

☆実際の負担額は、日額で設定されます。

(2) (1) 以外サービス

以下のサービスは、利用料金の金額の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①おやつ

ご契約者の希望によりお飲み物（コーヒー、紅茶、レモンティー、カルピス、甘酒、あめ湯、ココア、グリーンティー等）、おやつ（饅頭、ゼリー、お菓子、スルメ等）を提供します。

利用料金：1 日あたり 1 0 0 円

②特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③理髪・美容

[理髪サービス]

月に 2 回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1 回あたり 2, 3 0 0 円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

<例>

i) 主なレクリエーション・行事予定

行事予定については、月例行事計画書（別紙）参照してください。

ii) クラブ活動

書道・なかよし・朗読・掲示・カラオケ・喫茶らくよう・生け花
(材料代等の実費をいただく場合があります。)

⑤複写物の交付

- ・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円
- ・ラミネート加工した写真類についても実費をご負担いただきます。
1枚につき 100円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただく事が適当であるものにかかる費用は負担していただきます。
歯ブラシ・靴・その他…購入品の実費をいただきます。
おむつ代、洗濯代、エアマット代等は実費をご負担いただく必要はありません。

⑦契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

ご契約者の 要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料 金	5,730 円	6,410 円	7,120 円	7,800 円	8,470 円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算してご請求します。

翌月25日にご指定の金融機関口座から引き落としさせていただきます。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

令和4年10月1日